

## 藤沢市不育症治療費助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、不育症と診断を受けた後に実施される不育症治療のうち医療保険が適用されない治療に要した費用の一部を助成することにより、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 厚生労働省不育症研究班に属する医師が所属する医療機関又は当該医療機関と同等の能力を有する医療機関として不育症の確定診断ができること、並びに妊娠から出産まで継続した不育症治療を行っており、かつ、妊娠期及び出産後における母子のリスク管理ができる医療機関。
- (2) 治療期間 不育症の診断を受け、不育症治療を開始した日から妊娠の終了（出産、死産又は流産等）に伴い当該治療が終了するまでの一連の期間をいう。

### (対象者)

第3条 この要綱により不育症治療費の助成を受けることができる対象者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 不育症治療を開始した時点で、法律上の婚姻関係又は事実婚関係にある者（以下これらを「夫婦」という。）
- (2) 医療機関により不育症の診断を受けていること。
- (3) 住民基本台帳法の規定により、第6条第1項の規定による申請をした日（以下「申請日」という。）において夫婦のいずれかが申請日の1年以上前から本市の住民基本台帳に記載されており、かつ、引き続き申請日現在においても記載されていること。
- (4) 藤沢市に納付すべき税の滞納がないこと。
- (5) 各種公的医療保険に加入していること。

### (対象となる治療費)

第4条 助成の対象となる費用は、治療期間において受けた治療のうち、不育症の診断をした医療機関及び当該医療機関より紹介された機関で実施した治

療であって医療保険各法の規定に基づく保険給付の対象とならないものに要した費用（以下「治療費」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は助成の対象としない。
  - (1) 入院時の差額室料代、食事代、文書料、物品代、栄養補助食品代等の不育症治療に直接係らない費用
  - (2) 藤沢市妊産婦健康診査実施要綱に基づく妊婦健康診査に係る費用
  - (3) 他の地方公共団体で助成を受けていた期間に係る不育症治療に係る費用

(助成額等)

第5条 助成額は、1回の治療期間における治療費に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算出した助成額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 助成額は、治療期間の末日の属する年度ごとに、30万円を限度とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、助成期間は、通算して3年度までとする。

(助成の申請及び決定等)

第6条 助成を受けようとする者は、1回の治療期間ごとに、次に掲げる書類を添えて藤沢市不育症治療費助成事業申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない

- (1) 藤沢市不育症治療費助成事業医療機関受診等証明書（第2号様式）
  - (2) 不育症治療に要した治療費（保険外診療）の領収書の写し
  - (3) 続柄が記載された夫婦それぞれの住民票
  - (4) 夫婦それぞれの健康保険証の写し
  - (5) 夫婦（法律上の婚姻関係にある者は1部、事実婚関係にある者はそれぞれ1部ずつ）の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）及び戸籍一部事項証明書（戸籍抄本）（初めて申請をする場合及び第3号に掲げる書類で婚姻関係が確認できない場合に限る。）
  - (6) 事実婚関係に関する申立書（第3号様式）（事実婚関係にある者であって、かつ別世帯の場合に限る。）
- 2 前項第3号に規定する書類については、藤沢市が備える公簿であって当該書類により証明しようとする事項が記載されているものを市長が閲覧することに当該申請者が同意する場合に限り、市長が当該公簿を閲覧することをもって書類の添付と代えることができるものとする。
  - 3 市長は、助成金の交付にあたり、第1項に規定する書類のほか、特に必要と認める書類の提出を申請者に求めることができる。
  - 4 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は

不交付を決定する。この場合において、助成金の交付を決定するときは藤沢市不育症治療費助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付を決定するときは藤沢市不育症治療費助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、それぞれ当該申請者に決定内容を通知する。

（申請期限）

第7条 前条第1項の規定による申請は、1回の治療期間の末日を含めて6か月以内に申請しなければならない。

（助成金の請求及び交付）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市不育症治療費助成金請求書兼口座振込依頼書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求のあった日から起算して30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により治療費助成を受けたとき、又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該治療費助成の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を既に交付しているときは、返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（適用）

2 助成の対象者が施行日前から引き続き不育症治療等を受けている場合において、第2条第2項中の「不育症治療を開始した日」とあるのは、「施行日以後最初に不育症治療等を受けた日」とする。

（検討）

3 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用している帳票類は、残存するものに限り使用することができる。

(適用区分)

3 改正後の藤沢市不育症治療費助成事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日以降に不育症の治療を終了した夫婦について適用し、同日前に不育症の治療が終了した夫婦については、なお従前の例による。